

## 高知県ドクターヘリ運航事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県ドクターヘリ運航事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県内のドクターヘリの運航を行うため、高知県・高知市病院企業団(以下「補助事業者」という。)が行う次に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) ドクターヘリ運航経費
- (2) ドクターヘリ搭乗医師・看護師確保経費
- (3) ドクターヘリ運航連絡調整員確保経費
- (4) ドクターヘリ運航調整委員会経費
- (5) ドクターヘリレジストリ構築経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ドクターヘリの運航のために知事が必要であると認められたもの

### (補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次の表の第1欄に掲げる基準額の合計額と同表の第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に次の表の第1の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

| 1 基準額   | 2 対象経費   | 3 補助率    |
|---|--|----------|
| (1) ドクターヘリ運航経費<br>①位置情報把握システムを利用している場合<br>228,696,000円×運営月数/12<br>②位置情報把握システムを利用していない場合<br>226,896,000円×運営月数/12 | ドクターヘリの運航に必要な次に掲げる経費<br>委託料                                | 10分の10以内 |
| (2) ドクターヘリ搭乗医師・看護師確保経費<br>17,484,000円×運営月数/12   | ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な次に掲げる経費<br>職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料 |          |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>(3) 運航連絡調整員確保経費<br/>1,942,000 円×運営月数/12</p> | <p>ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な次に掲げる経費<br/>職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p> |  |
| <p>(4) ドクターヘリ運航調整委員会経費<br/>3,533,000 円</p>     | <p>ドクターヘリ運航調整委員会の開催に必要な次に掲げる経費<br/>諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費</p>   |  |
| <p>(5) ドクターヘリレジストリ構築経費<br/>1,086,000 円</p>     | <p>ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>            |  |
| <p>(6) ドクターヘリの運航のために知事が必要があると認めた金額</p>         | <p>上記（1）から（5）に掲げる経費のうち基準額を超過する経費及び被災地支援のためドクターヘリの運航に必要な次に掲げる経費<br/>委託料</p>              |  |

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容若しくは20パーセントを超える経費の配分の変更又は補助金額の増額若しくは20パーセントを超える減額をする場合は、事前に別記第2号様式による変更届を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年

法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- (7) 補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (10) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (11) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

#### (補助金の交付の決定)

第 6 条 知事は、第 4 条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

#### (補助金の交付の取消し)

第 7 条 知事は、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (実績報告)

第 8 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の 4 月 10 日までとする。

2 補助事業者は、第 5 条第 6 号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 5 条第 6 号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第 5 号様式により知事に報告するとともに、当該金額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第5号、第7条、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条～第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。